

9月1日(火)から

臨時福祉給付金の受け付けを開始します

▼問合せ

福祉グループ内給付金担当専用ダイヤル ☎079 (437) 7040
福祉グループ ☎079 (435) 2361、2362

※制度に対するお問い合わせは、厚生労働省2つの給付金に関する専用ダイヤル ☎0570 (037) 192

臨時福祉給付金は、平成26年度と同様、消費税率の引き上げに際し、所得の低い方々への負担の影響を考慮して暫定的・臨時的な措置として実施されるものです。

●消費税率は、平成26年4月から8%に、平成29年4月から10%になります。
●引き上げ分は、すべて子育て、医療・介護、年金を充実・安定化するために使われます。

平成27年1月1日時点で住民票が播磨町にあり、次の支給要件を満たす可能性がある方には、8月末に申請書を郵送します。

臨時福祉給付金

(支給要件)

▼支給対象 平成27年度分の住民税が課税されていない方
※ただし、課税されている方の被扶養者や生活保護の受給者は除きます。
▼支給額 1人6千円
※今年度は加算措置はありません。

申請方法

申請書に必要事項を記入・押印し、本人確認書類(写し)と振込先に指定した口座が確認できる書類(写し)を同封の返信用封筒に入れ郵送(切手不要、または特設窓口までご持参ください)

▼申請期間 9月1日(火)～平成28年3月1日(火)
●郵送で提出の場合の送り先
〒675-0182
東本荘1-5-30
播磨町福祉グループ給付金担当

●9月1日(火)～30日(水)は、特設窓口を開設します
▽場所 役場第1庁舎1階ロビ
― 臨時福祉給付金特設窓口
▽受付期間・時間 9月1日(火)～30日(水) 午前9時30分～午後4時(土・日曜日、祝日を除く)
●10月1日(木)～3月1日(水)は、福祉グループ給付金担当で受け付けます
▽場所 役場第1庁舎1階 福祉グループ
▽受付期間・時間 10月1日(木)～平成28年3月1日(火) 午前9時30分～午後4時(土・日曜日、祝日を除く)

本人確認書類

住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート、健康保険証などの写し

指定した口座が確認できる書類

金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し

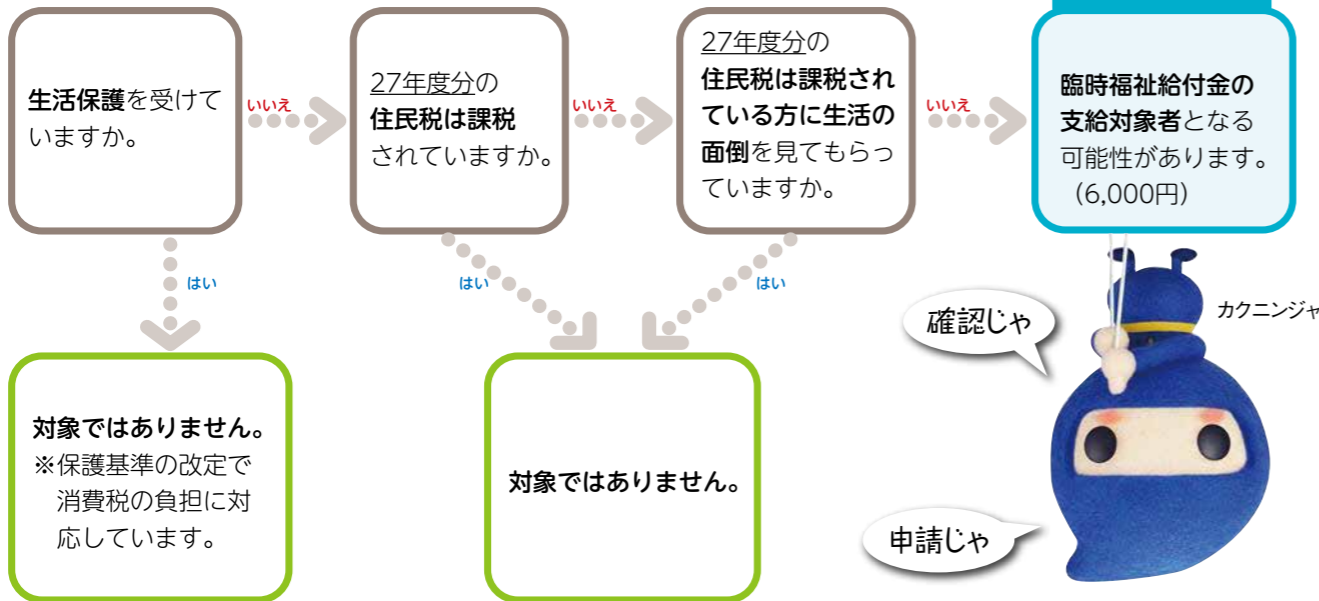
※ただし、昨年度も播磨町から支給された受給対象者で、今年度も同じ金融機関口座への振込を希望される場合は、指定した口座が確認できる書類(写し)は必要ありません。

「臨時福祉給付金」(簡素な給付措置)の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください。

市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、上記の福祉グループまたは警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

対象者診断チャート

基準日は平成27年1月1日になります。



※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。
※受給の可否や課税状況については、電話ではお答えできません。



注意事項

- ◎申請が集中すると、窓口が混雑し、長くお待ちいただくことが予想されます。返信用封筒による郵便申請を、ご利用ください。
- ◎支給は10月から開始します。
- ◎申請書類が全て整ってから支給まで、2カ月程度かかります。決定後、振り込みに関する通知を送付します。
- ◎なお、8月末に申請書を郵送しますが、申請書が届かない方で、上記チャートにより対象と思われる方については、専用ダイヤルまでお問い合わせください。
- ◎DV被害者や児童福祉施設などに入所している児童などで、他の市区町村から住民票を移さずに播磨町にお住まいの方については、播磨町で申請を受け付けることができる場合がありますので「相談ください」。

給付金Q&A

- Q 平成27年1月2日以降に播磨町に引っ越してきた場合の給付金の受け取りはどうなりますか?
- A 平成27年1月1日時点で住民登録されていた市区町村で支給対象となります。申請方法などについては、直接、該当の市区町村にお問い合わせください。
- Q 基準日以降に生まれた場合や亡くなった場合は給付金の対象になりますか?
- A 基準日(平成27年1月1日)に生まれた方は対象となりますが、基準日の翌日以降に生まれた方は対象となりません。また、播磨町が支給決定するまでの間に亡くなられた方も対象にはなりません。

子育て世帯臨時特例給付金について

申請期限が12月1日(火)までとなっています。子育て世帯臨時特例給付金の申請漏れがないようご注意ください。
・5月末に送付しました児童手当の現況届に申請欄があります
・公務員の方は、所属長から配布される公務員用の申請書をご利用ください

▼問合せ 福祉グループ ☎079 (435) 2361、2362
・平成27年度は、臨時福祉給付金の支給対象者へも支給されます